

## 覚書

三重県立高等学校に京都府相楽郡笠置町及び南山城村居住の一部中学校卒業者を受け入れることについて、三重県教育委員会（以下「甲」という。）と相楽東部広域連合教育委員会（以下「乙」という。）との間に下記のとおり覚書を締結する。

### 記

- 1 次の表の第1欄に掲げる三重県立高等学校へ受け入れる中学校卒業者は、第2欄に掲げる地区に居住する者に限るものとする。

第1欄	第2欄
三重県立上野高等学校 三重県立伊賀白鳳高等学校 三重県立あけぼの学園高等学校	京都府相楽郡笠置町 京都府相楽郡南山城村

- 2 前項の表の第2欄に掲げる地区に居住する中学校卒業者に対する同表の第1欄に掲げる三重県立高等学校への入学志願者の選抜については、甲があらかじめ定める生徒数の範囲内において三重県内居住者と同等の扱いをするものとする。
- 3 乙は、前2項に定めるところにより三重県立高等学校に在学する生徒について、毎年度、5月1日現在において学年毎に30人を超える受入れ生徒数分の負担金を甲に納入するものとする。なお、1人当たりの負担金の額については別に定める。
- 4 この覚書の変更については、甲と乙の双方が協議して行う。

上記覚書の証として、この覚書2通を作成し、甲及び乙が、それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。また、京都府教育委員会はその写し1通を保管する。  
なお、これにともない、昭和39年1月31日付け覚書は、これを廃棄する。

令和5年3月 日

甲 三重県教育委員会

教育長 木平 芳定

乙 相楽東部広域連合教育委員会

教育長 岡田 善行